

高齢者のいのちと暮らしを守るお手伝いをします

「認知症サポーター」を ご存知ですか？

認知症サポーターの役割は、認知症を正しく理解して、認知症の方やその家族を見守り、声をかけたり、ちょっとした手助けをします。町では認知症を理解し、支援する方が地域を増えることを目指し、「認知症サポーター」養成講座を開催する予定です。

養成講座の講師は、認知症に関する知識を持ち、一定の講習を受けた「キャラバン・メイト」と呼ばれる方が担当します。このキャラバン・メイトの方は本町に6名おり、ボランティアで活動しています。

認知症サポーター養成講座を受講された方には、サポーターの証である「オレンジリング」を交付します。

開催日などは、詳細が決まり次第広報でお知らせしますので、認知症に関する知識や認知症の方への具体的な接し方について学びたい方は下記に問い合わせください。

認知症になると道を間違えたり、自分がどこにいるのかわからなくなり、家に帰れなくなる場合があります。

SOSネットワークとは、認知症高齢者の方が行方不明になった場合に速やかに発見・保護し、その後の生活を支援していくシステムです。

鉦路管内では、年間約60名の高齢者の方が道に迷って帰れなくなり、警察署に保護されています。

このネットワークの利用方法は次のとおりです。

① 高齢者の方の行方が分からなくなった場合、できるだけ早く弟子屈警察署生活安全課（☎482-2110）に連絡してください。

警察署では、通報された方の情報をお聞きします。

② 警察署では、ご家族の了解のもとに役場や消防などの関係機関と協力し、早期の発見・保護に努めます。

③ 高齢者の方が保護された後は、保健師が家庭訪問し、高齢者の方とご家族を支援します。

高齢者の方を介護されているご家族のために「介護者のつどい」を行っています

毎月第4水曜日の午後2時から4時まで、ふれあい交流センターに集まり、少人数で和やかな雰囲気の中、介護者同士が情報交換をしたり、お互いの介護について語り合っています。

都合により参加できない方には、つどいの様子をお便りでお伝えしています。

介護者のつどいへの参加やお便りをご希望の方は、下記に連絡してください。

「高齢者虐待防止研修会」を行いました

関係機関や町民のみならずと協働して、高齢者虐待が起きないまちづくりを進めていくために、「標茶町高齢者虐待防止ネットワーク会議」を



こんにちは
地域包括支援
センターです

組織し、1月に「高齢者虐待防止研修会」を開催しました。

講演の中では、「ささいな変化にも気付ける付き合いをしている近隣住民が「高齢者虐待」防止の最後の砦であること、お互いが助け合い・支え合い・つながるまちづくりをしていかなければならない」などのお話がありました。

高齢者虐待は、本人・家族だけでなく、地域にとって不幸な出来事であり、虐待を起さないためにも地域での見守り・支え合いが必要です。

みなさんに高齢者虐待について広く理解していただくため

に今年度も研修会を開催する予定です。

開催日などは、詳細が決まり次第広報でお知らせします。

「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える町にするためにも、地域において認知症サポーター養成講座や高齢者虐待・権利擁護など在宅介護に関する学習会を開催してみませんか？

学習会を希望する場合は、左記に問い合わせください。

■問い合わせ/地域包括支援センター（☎485-11515）

募集 交通誘導警備員

（標茶町在住の方）

- 募集内容
交通誘導・道路警備業務
- 勤務時間
・18～20時まで
- 勤務時間
・日勤（基本）8:00～17:00
・朝勤、夜勤あり
- 勤務場所
・当社規定による（日給月給）
- 休日
・週1日以上
- 勤務地
・弟子屈町、標茶町及び苫小牧
- 待遇
・労災保険、雇用保険、資格手当、通勤費等

初心者・女性
大歓迎!!
社内・現場研修で
丁寧な指導



まずは
お電話を!
南ユーカラ警備隊周営業所
TEL(015)482-3655
住所 弟子屈町中央2丁目2番1号

生活豆知識

高額な学習教材の
勧誘があった
場合…



北海道消費生活センターに
次のような相談がありました。

Q 「中学生の学力診断テストをしませんか」と事業者が訪問し、3千円弱と手ごろな料金なので、中学1年生の娘のテストを申し込んだ。後日、テストの結果報告と受験情報の説明に来るといので、承諾した。
テスト結果が送られてきて、事業者が訪問してきた。夫と娘と3人で、事業者の話聞いたが、いつのまにか学習教材の話になり、勧誘は約3時間にも及んだ。今日中に契約するよう強く勧められたが、急な話であり「もう少し考えたい」と伝えて、何とか帰ってもらった。教材は「中学3年間分のまとめ販売しかしていない」と言い、現金一括払いで約70万円もする。また連絡が来ることになっていいるが、このまま契約してよいのか不安だ。

(40代女性)

A この事例の場合、訪問販売に当たるので、特定商取引に関する法律（特商法）の規制を受けます。特商法では、訪問販売の際、はじめに「事業者名」「契約の勧誘目的であること」「販売している商品やサービスの種類」を告げることを義務付けています。この事業者ははじめに本来の目的が学習教材の勧誘であることを告げておらず、問題があると考えられます。

また、約3時間にわたる長時間勧誘や、「今日中に契約を」と急がせ、「3年間分のまとめ販売しかしていない」という勧誘方法にも問題があります。

万一断りきれず契約してしまっても、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。

また、昨年12月に特商法が改正され、通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入契約した場合（過量販売☆）、クーリング・オフの期間が過ぎても、契約後1年間は解約できることになりました。

学習教材の場合、1年ごとに教科書や学習内容が変わる可能性があるので、3学年分を一度に購入させるのは過量販売に当たると考えられます。

新学期を迎えるこの季節は、このような学習教材をめぐるトラブルがおこりがちです。教材が必要かどうかを十分検討し、契約は慎重に行いましょう。困ったときは、左記へ相談してください。

☆過量販売とは…一人の消費者に対して物品やサービスを必要以上の量あるいは長期間の契約を結ばせ購入させる商品販売方法。改正法（特商法）では、消費者に特別な事情がある場合を除き、契約後1年間は契約の解除を主張できる制度を導入しました。

問い合わせ

● 役場企画財政課商工労働係

(2階⑩番窓口 ☎485-2111内線251)

● 釧路市消費生活センター

(☎0154-24-3000)

● (社)北海道消費者協会消費生活相談推進員（釧路総合振興局配置）(☎0154-44-3460)



本田 千ヨさん
(常盤)



長寿99歳

おめでとうございます

〈平成22年2月該当〉

掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。

お誕生日を迎えられた方を紹介します。

小林 かつ子さん
(川上)



木元 哲さん
(多和)



長寿88歳

おめでとうございます

〈平成22年2月該当〉

掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。